様式第3号(第4条関係)

<table>
<tr><td colspan="8">基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の種類</td><td colspan="3">事業場の名称</td><td colspan="3">事業場の所在地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">減額の特例許可を受けようとする労働者</td><td colspan="3"></td><td>減額の特例許可を必要とする理由等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">減額の特例許可を受けようとする訓練期間</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日</td><td rowspan="2">減額の特例許可を受けようとする最低賃金</td><td>件　　名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">受けさせようとする職業訓練</td><td>訓練科</td><td>訓練期間</td><td>訓練生の概数</td><td>認定年月日</td><td>最低賃金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td rowspan="2">支払おうとする賃金</td><td>金　額</td><td>円以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td><td>減額率</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職業訓練時間数と所定労働時間数</td><td colspan="2">1日当たりの職業訓練時間数</td><td colspan="2">時間　　分</td><td>理　由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">1日当たりの所定労働時間数</td><td colspan="2">時間　　分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>従事させようとする業務の種類</td><td colspan="4"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>労働の態様</td><td colspan="4"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="8">令和　　年　　月　　日
職
使用者
都道府県労働局長　殿　　氏　名</td></tr>
</table>

注意

1　表題の(　　)内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。

2　「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。

3　「訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地」欄は、職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて、その構成員である事業主に雇用される者に対して職業訓練を行う団体の場合のみ記入すること。

4　「職業訓練時間数と所定労働時間数」欄の「1日当たりの職業訓練時間数」欄には、職業訓練時間のうち、使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除いた1日当たりの平均時間数を記入すること。

5　「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

6　「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。

7　「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。

8　「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。)。

9　「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。